

【2011 年 3 月 4 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 28 号 ■

～ 確定拠出年金制度を導入している事業主の皆さまへ ～
退職する従業員へ年金資産の「移換手続き」の説明をお願いします

従業員が、転職や退職をしたことで、確定拠出年金の加入者資格を喪失した場合、年金資産（これまで積み立てた掛け金）の「移換手続き」が必要です。

事業主の皆さまには、退職時や退職後一定期間を経過した後に手続きを行っていない該当者がいる場合、速やかに移換手続きを行うよう説明・周知のご協力をお願いいたします。

< 転職先の企業に確定拠出年金制度がある場合 >

転職先の企業型確定拠出年金に加入し、資産を移すことができます。

< 転職先の企業が確定拠出年金を導入していない場合や退職後自営業者などになる場合 >

国民年金基金連合会が実施する個人型確定拠出年金に加入し、資産を移すことができます。（転職先の企業で確定給付企業年金、厚生年金基金等が実施されている場合は、掛金を拠出せず運用のみを行うことになります。）

※退職した月の翌月から 6 カ月以内に手続きが行われない場合、資産は国民年金基金連合会に自動的に移されます。自動移換された資産は、手続きが行われるまでの間は同連合会で管理されますが、全く運用されない上に管理手数料などにも必要になります。

【詳しくはこちら 国民年金基金連合会ホームページ】

<http://www.npfa.or.jp/401K/index.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
- ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
- ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-